

大分県報

平成二十九年
第二八五三号
二月七日

（火曜日）

目次

大分県屋外広告物条例施行規則の一部改正……………一

規則

救急病院等の認定……………四

指定予定保安林……………四

道路区域の変更……………五

道路の供用開始……………五

教育委員会告示

平成二十九年大分県立学校職員（海事職〔機関員〕）採用選考実施要項……………五

公告

公共測量の実施……………七

規則

大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月七日

大分県知事 広瀬貞

大分県規則第一号

大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大分県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号を次のように改める。

六 前各号に掲げる広告物又は掲出物件以外のものであつて、広告物又は掲出物件の上端の地上からの高さが四メートルを超えるもの 三年以内

平成二十九年二月七日

第三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前各号に掲げる広告物又は掲出物件以外のものであつて、次のいずれにも該当するもの（新規の許可申請に係るものにあつては、口に該当するもの） 三年以内

イ 条例第十三条の二第二項に規定する者が同条第一項の規定により点検したものの

ロ 条例第二十条第二項に規定する者が同条第一項の規定により管理するもの

第八条中「第三条第六号」を「第三条第六号から第八号まで」に改め、同条第二号中「屋外広告物自己点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（定期点検）

第九条の二 条例第十三条の二第一項の規定による点検は、条例第九条第三項の規定による許可の期間の更新の申請前三月以内に行い、屋外広告物安全点検報告書（第六号様式の二）を作成するものとする。

2 条例第十三条の二第一項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、条例第六条第一項、第二項、第四項及び第七項の規定により条例第五条の規定が適用されない広告物又は掲出物件並びに第三条第一号から第五号までに掲げる広告物又は掲出物件とする。

3 条例第十三条の二第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第三条第六号及び第七号に掲げる広告物又は掲出物件であつて、許可の期間が一年を超えるものとする。

4 条例第十三条の二第二項の規則で定める者は、第十一条第三項各号に掲げる者とする。第十一条第二項中「第三条第六号」の下に「及び第七号」を加え、「掲出物件とする」を「掲出物件であつて、許可の期間が一年を超えるものとする」に改め、同条第三項中「資格を有する」及び第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とする。

別表第一第二号の表備考を備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 一 表示面の表示面積とは、同一の工作物において、同一方向に表示する広告物の表示面積の合計のことをいう。

別表第二第二号の1の表その他の項の基準の欄に次のように加える。

ハ 広告物又は掲出物件の上端の地上からの高さが四メートル以下であること（壁面に直接描写されたものを除く。）。

別表第二第二号の2の表自立式のもの（野立看板）の部広告板、広告塔及びサイン・ポールの款高さの項並びに建築物を利用するものの部突出広告の款高さの項及び屋上広告の款高さの項を削り、同表第三号1中「とする」を「で、かつ、広告物又は掲出物件の上端の地上からの高さが四メートル以下である」に改める。

大分県報（規則）

第一号様式中

管理者の住所及び氏名	住所 氏名	
		㊦ (TEL)

を

管理者の住所及び氏名	住所 氏名	
		㊦ (TEL)
管理者の資格		

に於

㊦、回覧式の表中「㊦」の次に次のよう请加へ。

4 管理者に資格が必要な場合、管理者の資格欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付すること。

第四号様式中

表示（設置）場所	
----------	--

を

表示（設置）場所	
表示（設置）年月日	

に

管理者の住所及び氏名	住所 氏名	
		(TEL)

を

管理者の住所及び氏名	住所 氏名	
		(TEL)
管理者の資格		

に於

㊦。

第六号様式中

表示（設置）場所	
----------	--

を

表示（設置）場所	
表示（設置）年月日	

に

屋外広告業の登録	年 月 日	業務主任者の氏名、資格	年 月 日
	第 号	取得年月日及び番号	第 号

を

管理者の資格	
--------	--

に於

㊦、回覧式の表中「㊦」のよへに加へ。

3 表示（設置）年月日欄には、当該広告物等の表示（設置）年月日（表示（設置）年月日が不明の場合は、当初の許可年月日）を記入すること。

第四号様式の表中「㊦」の次に次のよう请加へ。

4 管理者に資格が必要な場合、管理者の資格欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付すること。

第六号様式の「㊦」のよへに加へ。

第6号様式の2（第8条、第9条の2関係）

屋外広告物安全点検報告書

1 広告物の概要

- (1) 表示又は設置の場所
(2) 前回許可

年 月 日 指令 第 号

2 点検結果

区分	点検内容	点検結果				補修の概要	
		良好	経過観察	要改善	即時修理	補修完了年月日	補修の内容
基礎	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
支持部	1 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 鉄骨接続部（ボルト）のゆるみ、欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
接合部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
広告板・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 枠組み部材の破損、ねじれ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
照明装置	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 ネオン管・サポート類の破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
分電盤	1 分電盤の腐食、破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 電源配線経路の腐食、破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
その他	1 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	2 図面との相違の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	3 その他点検した事項（ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
特記事項							

上記のとおり点検を行いました。

年 月 日

点検者 住 所

氏 名

電話番号

資 格

屋外広告物法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの

建築士法第2条第2項及び第3項に規定する一級建築士及び二級建築士

印

上記の点検内容及び改善内容について確認し、了承しました。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

電話番号

印

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
2 点検結果の欄は、該当する項目の□にレを付すること。
3 第9条の2第3項の広告物又は掲出物件にあつては、該当する点検者の資格の□にレを付すること。

平成二十九年二月七日

大分県報（規則）

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この規則による改正後の大分県屋外広告物条例施行規則第三条、第十一条及び別表第二の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○ 告 示

大分県告示第八十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成二十九年二月七日

大分県知事 広瀬 貞

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	大分赤十字病院	大分市千代町三丁目二の三七	平二九・二・一から 平三二・一・三まで
救急病院	社会医療法人関東会佐賀関病院	大分市大字佐賀関七五〇番地の八八	平二九・二・一から 平三二・一・三まで
救急病院	国立病院機構大分医療センター	大分市横田二の一一の四五	平二九・二・一から 平三二・一・三まで
救急病院	社会医療法人恵愛会大分中村病院	大分市大手町三丁目二番四三号	平二九・二・一から 平三二・一・三まで
救急病院	大分岡病院	大分市西鶴崎三丁目七番一―号	平二九・二・一から 平三二・一・三まで
救急病院	今村病院	大分市大手町三丁目二番二九号	平二九・二・一から 平三二・一・三まで

救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院
佐藤第一病院	酒井病院	梶原病院	医療法人咸宜会日田中央病院	御手洗病院	杵築市立山香病院	内田病院	黒木記念病院	別府中央病院	国家公務員共済組合連合会新別府病院	中村病院	大分県厚生連鶴見病院	国立病院機構別府医療センター	あおぞら病院	国東市民病院	
宇佐市大字法鏡寺七七の一	中津市中央町一丁目一番四三号	中津市中殿町三丁目二九番地八	日田市淡窓二丁目五の一七	佐伯市蒲江大字蒲江浦二二一五の九	杵築市山香町大字野原一六一二の一	別府市末広町三番一―号	別府市照波園町一四番二八号	別府市北的ヶ浜町五番一九号	別府市大字鶴見三八九八番地	別府市秋葉町八番二四号	別府市大字鶴見四三三三番地	別府市内竈一四七三番地	国東市国東町小原二六五〇番地	国東市安岐町下原一四五六番地	
平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	平二九・二・一から 平三二・一・三まで	

大分県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
平成二十九年二月七日

- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 保安林予定森林の所在場所
中津市山国町槻木字蛭原三〇一三番一、三〇一三番二
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
	宇佐市院内町羽馬礼字片平桜四五八番四から宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五まで	前 A	メートル 二五・七 〆 六・〇	メートル 七八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の

平成二十九年二月七日

県道下恵良九重線	宇佐市院内町羽馬礼字片平桜四五八番四から宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八八番五まで	後	A 二五・七 〆 六・〇	七八・〇	区分をいう。
	宇佐市院内町羽馬礼字片平桜四五八番九から宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三地先まで	B 四九・八 〆 九・八	五一・三		

大分県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道下恵良九重線	宇佐市院内町羽馬礼字片平桜四五八番九から宇佐市院内町羽馬礼字下ノ平二八四番三地先まで	平二九・二・七

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第一号

平成二十九年大分県立学校職員（海事職〔機関員〕）採用選考を次の要項により実施する。

平成二十九年二月七日

大分県教育委員会
平成29年度大分県立学校職員（海事職〔機関員〕）採用選考実施要項
大分県教育委員会

大分県報（告示・教育委告示）

1 目的
大分県立学校の海事職（機関員）を志望する者について、平成29年度採用に当たつての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
海事職（機関員）	1人	平成29年4月1日以降大分県立海洋科学高等学校に勤務し、同校所属の実習船の機関員として、各種航海における運行及び当該実習船の維持・管理等に関する業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する五級海技士（機関）の免状又はこれより上級の免状を現に有している者
- (2) 昭和36年4月2日以降に生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- (4) 平成29年4月1日以降の採用に応じられる者

4 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法

願書受付期間	平成29年2月7日（火）から同月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
--------	--

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	・4(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。
②郵送による場合	・簡易書留とし、封筒の表に「海事職（機関員）願書在中」と朱書きすること。 ・平成29年2月17日（金）到着のもの（必着）まで有効とする。

(2) 書類の提出先

- 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階
大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班
郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5517

(3) 提出書類

提出物	注意事項等
-----	-------

① 願 書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受験票	・必要事項を記入すること。
③ 海技免状の写し	・五級海技士（機関）以上の免状の写しを同封すること。
④ 返信用封筒 2枚 （「受験票送付用」及び「選考結果通知用」）	・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること（宛名は「○○様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付封筒とする（両面テープ貼付可）。
⑤ 自己紹介書	・所定のもの（ボールペンで記入すること。）

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けられないことがある。

イ 願書と受験票は切り離さないこと。
ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouiku.oita-ed.jp/>）からも入手できる。
エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付
平成29年2月20日（月）頃本人宛て発送する。

5 選 考

(1) 期 日
平成29年2月25日（土）

(2) 試験場
大分県庁舎 別館8階 84会議室（大分市府内町3丁目10番1号）
（注意）受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

(3) 試験内容及び日程

試験内容	試験日程
・個人面接（30分）	人物・教養・専門性などについての個人面接
・受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。	

(4) 携行品
受験票
健康診断書（様式2）

※大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouiku.oita-ed.jp/>）に掲載した様式をダウンロードし、印刷したものを用いること。また、選考日当日の提出に間に合わない場合は、事前に4(2)の書類の提出先に電話連

絡すること。

- (5) 選考結果
選考の結果は、平成29年3月3日(金)午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://kyouiku.oita-ed.jp/>)にも掲載する。
- 6 試験の配点
個人面接 200点
- 7 得点等の送付・開示
受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する(口頭による開示(簡易開示)は行わない。)
- 8 合格者の行う手続
合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。
- 9 採用及び給与
(1) 合格者は、平成29年4月1日以降採用する。
(2) 選考試験の合格者であっても、次の①、②のいずれかに該当する場合は採用しない。
① 受験資格がないことが判明した場合
② 大分県教育関係職員健康診断審議会の審議の結果、「就労不可」と判断された場合
(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
(4) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。
なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。
- 10 その他
携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

項の規定により、次のとおり日田土木事務所長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十九年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
中津市及び日田市
- 三 作業の期間
平成二十九年一月十六日から同年二月二十八日まで

○公 告

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一

平成二十九年二月七日

大分県報(教育委告示・公告)